

ダイハツ工業株式会社
代表取締役社長 奥平 総一郎 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫

自動車の型式指定申請に係る違反の是正命令

今般、ダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ工業」という。）が、自動車の型式指定申請において不正行為を行い、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第76条の規定に基づく国土交通省令の規定に違反していたことが判明した。

今回の不正事案は、国の型式指定の信頼性を根本から損ない、我が国の製造業への信頼をも傷付けるものであり、極めて遺憾である。

については、道路運送車両法第75条第7項の規定に基づき、下記の通り命ずる。

記

別紙のダイハツ工業が講ずるべき措置を含めた抜本的な再発防止策を策定し、型式指定申請に係る違反を是正すること。

また、上記再発防止策を1ヵ月以内に報告するとともに、その後の実施状況についても当面四半期毎に報告すること。

1. 確認された法令違反の内容

- ① 自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)第3条違反
 - 試験車両に対する不正加工により、申請に係る自動車と異なる状態の自動車を、審査機関((独)自動車技術総合機構)に提示
- ② 自動車型式指定規則第 13 条(平成 28 年9月 15 日以前に型式指定申請を行った自動車については、第3条)違反
 - 試験車両に対する不正加工や、試験成績書への虚偽記載、試験データの不正操作等により、自動車型式指定申請の申請書その他の書面に虚偽の記載

2. ダイハツ工業が講ずるべき措置

- ① 会社全体の業務運営体制の再構築
 - 経営幹部の法規・認証業務に関する理解の徹底、関連業務運営の責任の明確化
 - 上位者に対する意見具申を抑圧するような組織風土の一掃
 - 縦方向の報告ラインの機能回復、部署間のセクショナリズムを廃する仕組みの構築
- ② 車両開発全体の業務管理手法の改善
 - 人材や試験車両などのリソースを勘案した開発スケジュールへの抜本的な見直し
 - 認証業務に不当なしわ寄せが生じないような業務管理の徹底
 - 開発・認証に関連する業務についての社内規程の整備・作成と責任の明確化
- ③ 不正行為を起こし得ない法規・認証関連業務の実施体制の構築
 - 法規・認証関連業務への十分な人員その他リソースの確保の徹底
 - 法規・認証、コンプライアンス、技術者倫理に関する教育制度の導入
 - 認証申請プロセスにおけるチェック体制の構築、法規・認証に対する深度のある監査の導入